

上尾市自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 7 号

上尾市自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則

上尾市自動車の臨時運行許可に関する規則（平成 2 4 年上尾市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市自動車の臨時運行許可に関する規則（以下「旧規則」という。）第 1 号様式による申請書は、この規則による改正後の上尾市自動車の臨時運行許可に関する規則第 1 号様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に存する旧規則第 1 号様式による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。